

【令和6年度 感染症危機管理対応訓練】

新型インフルエンザ^{エイチ・ファイブ・エヌ・エックス}(H 5 N X) 政府対策本部会合
(訓練)

日時：令和6年11月29日(金) 8:45～8:55

場所：官邸4階大会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 新型インフルエンザ^{エイチ・ファイブ・エヌ・エックス}(H 5 N X) の国内発生状況
について

(2) 基本的対処方針(案)について

3. 閉会

(配布資料)

- | | |
|-----|------------|
| 資料1 | 厚生労働省提出資料 |
| 資料2 | 外務省提出資料 |
| 資料3 | 基本的対処方針(案) |

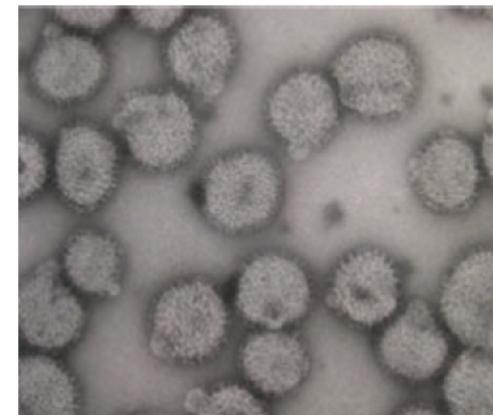
概要

- 11月28日、X国からの帰国者1名（症状あり）が、成田空港検疫所にて新型インフルエンザ（H5NX）感染の疑いあり。
- PCR検査を実施したところ、H5陽性となり、検疫法に基づき、隔離措置を実施。
- 検体を感染研へ移送し、感染研で確定診断のための検査を実施した結果、新型インフルエンザ（H5NX）陽性の診断が確定。感染研は結果を厚労省へ報告。
- 厚生労働大臣は新型インフルエンザ（H5NX）の輸入例1例目が認められたことを公表。

感染症の発生状況等について

- 日本国内での感染者は、今回が初めてとなる。
- X国では、830人が感染。うち25人の死亡が確認されている。（11/27時点）

インフルエンザウイルス（内閣官房HPより）



これまでの経緯

- X国において、10月下旬から、重篤な呼吸器疾患の患者が多数発生。
- 11/17に、検体のゲノム解析により新たなインフルエンザウイルス（H5亜型）を検出。同日、ゲノム情報をX国が公表。
- また、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を構成する恐れのある事案として、X国は、11/17に国際保健規則（IHR）に基づきWHOに通報。
- 11/21から、WHOがX国へ専門家を派遣し、X国での調査や対応の支援を開始。
- 11/25の厚生科学審議会感染症部会において、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ（H5NX））と扱うこととし、その発生を公表。同日、政府対策本部を立ち上げ、第1回政府対策本部会合を開催。

WHO派遣チームからの情報

- ヒト-ヒト感染の可能性あり • 医療従事者における感染例は確認できていない
- 感染源は不明 • X国において、830名に感染、うち25名死亡
- 突然の高熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁、鼻閉、咽頭痛又は咳）に加えて、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を特徴とする。また、重症の肺炎が見られ、呼吸不全が進行した例ではびまん性のすりガラス様陰影が両肺に認められる。
- 現時点で、総合的なリスクの評価をするための情報は限られているものの、季節性インフルエンザと比較し、重症度が高いことが懸念される。

厚生労働省における対応

政府行動計画に基づく主な対応

海外発生期におけるこれまでの取組み

- 都道府県（全医療機関）に対し、新たなインフルエンザウイルス（H5亜型）による感染症情報を覚知した日（11月17日）に、疑似症サーベイランスを指示する通知を発出。
- 同日、新型インフルエンザに関するQ&A等を作成・公表するとともに、省内にコールセンターを設置。
- 各検疫所に対して、帰国者等の体調や滞在歴等の確認を徹底するとともに、患者等の隔離・停留のための医療機関・宿泊施設の準備、検査体制の整備、物資の確保状況の確認等を指示。
- 都道府県等に対して、政府行動計画や予防計画、協定に基づき、病床や宿泊療養施設等の医療提供体制、検査体制、保健所の体制等の構築を要請する通知を発出するとともに、物資の確保状況の確認を実施。

国内発生初発を受けた現在・今後の取組み

上記の措置を引き続き実施するとともに、

- 都道府県と連携し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用した予防投与の必要性について検討を開始。
- 治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集するとともに、既存の治療薬の有効性等の検証を開始。
- 備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性の確認を感染研に指示。

国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターにおける対応

国立感染症研究所における主な対応

- 11月17日に、X国での公表された情報をもとに、新たなインフルエンザウイルス（H5亜型）のゲノム配列情報を入手。それに基づきPCR検査のプライマー作成の検討等に着手。11月22日に、プロトタイプのPCR検査法を開始。
- 11月17日に、国立感染症研究所が持つゲノム情報等を全国の検疫所及び地方衛生研究所等に提供。今後のプライマーの配布スケジュール等について、全国の検疫所及び地方衛生研究所等へ共有するための準備を開始。
- 厚生労働省が備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性の評価を開始。
- 国内外の研究機関等への病原体の配付の準備を進める。

国立国際医療研究センターにおける主な対応

- 患者の受入にむけた院内体制の調整を実施。（新感染症病棟の使用、スタッフ勤務の調整等）
 - ※ 1例目については個人の特定に繋がる可能性があることから、患者受入の病院名は公表しない。
- 院内及び臨床研究ネットワーク事業で臨床情報を集積し、その分析結果を公表できるよう、準備に着手。
- 院内体制整備及び診療方針に関して、他の医療機関への情報提供にむけた準備に着手。

現状・経緯

- 11月27日時点のX国内の感染者数は830人。うち死亡者数は25名（X国保健省発表）。
- 緊急委員会（EC：Emergency Committee）の助言により、WHO事務局長は国際保健規則（IHR）上の国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当すると判断。

在留邦人・X国内の状況

- X国には在留届ベースで約2万人の邦人が滞在。
- 公共交通機関は通常どおりの運行。
- スーパーやレストランも通常営業。
- 日本企業は通常どおりの勤務体制。
- 本邦との間を含め、X国を発着する国際線は通常どおり運航。
- マスクを含め、買い溜め等のパニックは生じていないが、不安をおおるSNS情報等が増加している。

外務省の対応

- 11月17日、スポット情報にて、X国における新型インフルエンザウイルス（H5NX）発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施。
- 18日、X国に対し、感染症危険情報レベル1（十分注意してください。）を発出。
- 18日、領事局長をヘッドとする対策室を設置。
- 18日、在X国日本国大使館内に大使を本部長とする現地対策本部を設置。
- 23日、感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き上げた。
- 関係省庁とともに、水際対策についての検討を実施。
- 適時適切な情報提供・注意喚起に努める。

基本的対処方針（案）

令和 6 年 11 月 29 日
新型インフルエンザ政府対策本部

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

地方公共団体は、本方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。また、政府は、本方針に基づき、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する対策に関する総合調整を行うことができる。

一 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実

（1）新型インフルエンザ（H5NX）の特徴

新型インフルエンザ（H5NX）については、現時点で、総合的なリスクを決定するための情報は限られているものの、以下のような特徴がある。

- ・ ヒトーヒト感染が起きていると考えられる。感染経路は確定していないが、季節性インフルエンザ

と同様であることが予想されている。重篤な呼吸器疾患を生じさせる可能性があり、WHOにおいて国際保健規則（IHR）上の国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）に該当するとされている。

- ・ 季節性インフルエンザと比べ、重症化する割合が高い可能性が指摘されている。（なお、X国において11月27日時点で感染者830人、死亡者25人と発表）

（2）感染拡大防止のこれまでの取組

我が国においては、11月18日に、第1回関係省庁対策会議を開催し、政府内での情報共有を行うとともに今後の感染拡大に備え、初動期にとるべき体制の立ち上げや国民への情報提供について取組を開始した。

11月19日には、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えるため、水際対策強化として、検疫措置の強化を開始した。

11月25日には、厚生科学審議会感染症部会において、新たなインフルエンザウイルス（H5NX）を新型インフルエンザ等感染症とすべきとされたことを踏まえ、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症が発生した旨の公表を行い、それを受けて、内閣総理大臣は、政府対策本部を設置した。

(3) 我が国における感染の状況

千葉県において、X国からの帰国者1人が、空港検疫にて新型インフルエンザ(H5NX)感染が疑われた。PCR検査を実施した結果H5陽性であり、検疫法に基づき、隔離措置を施行した。11月28日、国立感染症研究所にて追加検査を実施し、H5NX陽性の診断が確定した。

二 新型インフルエンザの対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、まずは新型インフルエンザ(H5NX)の特徴について国内外の知見を収集・分析する。また、国内での感染拡大をできる限り遅らせる観点から、水際対策を強化するとともに、検査体制、医療提供体制の確保、ワクチンや治療法・治療薬等の研究を進める。

今後、更なる国内感染の拡大が見られる場合には、重症化率や病床のひっ迫状況、国民生活や国民経済等の状況を踏まえつつ、法に基づく各種要請等の対応について迅速に検討し、実施する。

こうした取組を通じて、国民生活や国民経済に与える影響も考慮しつつ、国民の命と健康を保護する。

三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項

(1) 情報収集・分析

政府は、関係機関と連携し、国内外における新型インフルエンザウイルスの特徴や病原体の性状、国内外での発生状況等に関する情報収集を行い、得られた情報に基づくリスク評価を行う。

(2) サーベイランス

政府及び都道府県等は、新型インフルエンザの患者発生動向の把握や、施設等での集団発生の把握などの感染症サーベイランスを実施し、得られた情報等を踏まえたリスク評価に基づき、必要に応じて、サーベイランスの強化を実施する。

(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 政府及び都道府県等は、引き続き、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省のコールセンターや地方公共団体の相談窓口等において適切に対応する。
- ② 政府及び都道府県等は、住民等や、事業者に対する職場における手洗い・咳エチケット等の基本的な感染対策の要請等を行う。
- ③ 政府及び都道府県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等

は、許されるものではないこと等についての啓発を進める。

(4) 水際対策

政府は、国内への新型インフルエンザ（H5NX）の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制の確保等の感染症危機に対応する準備を行う時間を確保するため、検査や患者等の隔離、停留、待機要請等、検疫措置の強化を行う。

また、入国制限、感染症危険情報の発出による出国予定者等への不要不急の渡航の中止等の注意喚起及び必要に応じた退避勧告等について速やかに検討し、実施する。また、在外邦人に対する支援を行う。

(5) 医療提供体制等の確保

- ① 政府は、新型インフルエンザ（H5NX）の診断・治療に資する情報等の医療機関及び医療関係者への迅速な提供を行う。
- ② 都道府県等は、感染症指定医療機関での対応に加え、流行初期医療措置協定締結医療機関による医療の提供が円滑に行われるよう、準備を進める。
- ③ 政府は、検査方法を確立するとともに、早期に検査体制の整備を行う。

- ④ 政府は、都道府県と連携し、治療薬・治療法の研究開発の推進及び生産、配分、流通管理等を含めた一連の取組の推進を行う。
- ⑤ 政府は、国内外の機関と連携した、ワクチンの研究開発の推進及び生産や流通、接種に必要な体制の整備を推進する。
- ⑥ 政府は、感染症対策物資等の需給状況を確認し、必要に応じ、生産、輸入、販売等を行う事業者への要請等を実施する

(6) 保健

都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた対応として、積極的疫学調査を実施するとともに、地方衛生研究所等において検査体制を整備する。

また、感染症の発生初期においては、保健所等において、患者への入院勧告・措置を中心に実施するとともに、今後の感染拡大を考慮し、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等を行う体制を確保し、実施する。

(7) まん延防止

- ① 政府は、必要に応じ、学校・保育施設、高齢者施設等における感染対策の実施に資する情報提供を行うとともに、感染拡大を想定した検討や体制の整備を進めるよう求める。

- ② 政府は、今後、必要に応じ行われることとなる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施に備え、実施の判断基準についての検討を進める。

(8) 国民生活及び国民経済

- ① 政府は、食料品、生活必需品等を購入する場合の国民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけを行う。
- ② 政府は、事業者に対し、食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請を行う。